

ごみ袋料金改定方針に関するQ&A

| No | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|--|
| Q1 | なぜこのタイミングで値上げをするのか？ | 本町では、平成元年に指定ごみ袋制度を導入して以来、町民の皆様のご負担を考慮し、30年以上に亘り料金を据え置いてまいりました。しかしながら、近年の世界的な原油価格・物価の高騰に伴い、ごみ袋自体の製造コストやごみ処理コストが大幅に増加しております。今後も安定・持続可能なごみ処理体制を維持するためには、現在の料金体系のままでは極めて困難な状況となり、苦渋の決断ではございますが、このタイミングでの改定をお願いするに及びました。 |
| Q2 | ごみ処理コストが増えているというが、具体的に何が上がっているのか？ | ごみ袋自体の製造コストの上昇、ごみ処理施設運営コストの上昇、また、燃料費や人件費の高騰によりごみ収集運搬委託費も上昇する見込みです。これらは町民の皆様ご安心・安全な生活環境を守るために、削ることのできない経費となっております。 |
| Q3 | 値上げをする前に、町として経費削減の努力はしたのか？ | はい、これまでも収集ルートの見直しによる効率化や、環境担当職員による分別の徹底指導、リサイクルの推進などにより、可能な限りのコスト抑制に努めてまいりました。しかしながら、近年の物価高騰はそれらの自助努力でカバーできる範囲を超えており、制度の持続可能性を確保するためには、受益者である町民の皆様にも一定のご負担をお願いせざるを得ない状況です。 |
| Q4 | 物価高で生活が苦しい時期に、さらに負担を増やすのか？ | 非常に心苦しいお願いであることは十分認識しております。だからこそ、これまで30年以上料金を維持してまいりました。今回の改定は、単なる増税のようなものではなく、「ごみを多く出す方には、その分処理コストを負担していただく、『受益者負担の原則』」という考え方に基いています。町といたしましても、この改定を機に、さらなる分別や資源化のノウハウを住民の皆様へわかりやすくお伝えし、ごみの量を減らすことで「家計への影響を最小限に抑えていただけるような支援」を合わせて行ってまいります。 |
| Q5 | 低所得者や高齢者、多子世帯などへの配慮（減免措置など）はあるのか？ | 生活困窮世帯や、おむつの使用が不可欠な子育て世帯・要介護高齢者のいるご家庭など、やむを得ない事情でごみが多くなってしまう世帯があることは重々理解しております。しかしながら、ごみを多く出す方には、その分処理コストを負担していただく、『受益者負担の原則』という考え方に基いておりますので、減免措置などは予定しておりません。 |
| Q6 | 新料金はいくらになるのか？いつから値上げするのか？ | 具体的な改定料金案につきましては、もえるごみ袋1枚当たり大50円、中35円、小20円で検討しております。今後のスケジュールといたしましては、令和8年9月に開催予定の第3回議会定例会へ条例改正案を提出する予定です。条例案が可決されましたら、広報紙や町のホームページを通じて、速やかに町民の皆様へ具体的な金額を周知してまいります。なお、実際に料金が改定されるのは令和9年4月1日を想定しております。 |
| Q7 | 新料金はどのようにして決めたのか？ | 新しい料金の算定にあたっては、主に「ごみ処理にかかる原価」と「近隣自治体とのバランス」の2つの視点から検討を行いました。本町だけが突出して高くならないよう、近隣の市町の料金水準や改定動向なども参考にし、町民生活への影響を最小限に抑えつつも、持続可能なごみ処理体制が維持できる適正な価格設定となるよう算定を行っております。 |
| Q8 | 料金改定によって、年間でどれくらいの負担増になるのか？ | 概算ではありますが、もえるごみ袋1人当たりの年間使用枚数は大袋換算で50～60枚となっております。大袋が1枚10円値上げしたと仮定して、1人当たり年間500～600円の負担増を見込んでおります。 |
| Q9 | 料金改定前に購入したごみ袋は、料金改定後にも使用できるのか？ | はい、料金改定前にご購入いただいた指定ごみ袋も、改定後の令和9年4月1日以降、そのままお使いいただけます。ただし、改定直前に過度な買いだめ（駆け込み購入）が発生しますと、店頭での品切れを引き起こし、本当に今必要とされている町民の皆様が行き渡らなくなる恐れがございます。そのため、必要な数量のみの購入をしていただきますようお願いいたします。 |
| Q10 | パブリックコメントや住民説明会は実施しないのか？ | 今回の指定ごみ袋料金の改定に関しましては、パブリックコメントや住民説明会の実施は予定しておりません。指定ごみ袋の料金（手数料）の改定は、町民の皆様ごに金銭的な負担をお願いする重要施策であり、その妥当性や金額の適正さについては、住民の皆様ごの代表である「町議会」において、予算や条例改正の審議を通じて厳格に議論・決定いただくべき事項であると考えているためです。ただし、町民の皆様への説明を省略するという趣旨では決してございません。パブリックコメントや住民説明会という形式はとりませんが、広報紙への掲載や町のホームページにおいて、改定の背景や必要性、具体的な内容を分かりやすくまとめた資料を掲載し、広く町民の皆様へ丁寧な情報発信に努めてまいります。 |